令和８年（ヒ）第５号

兵庫県西宮市西宮浜一丁目２９番地１

清算株式会社　株式会社マクテック

１　決定年月日　令和８年６月23日

２　主文　本件協定（別紙のとおり）を認可する。

神戸地方裁判所尼崎支部

別紙

協　定

１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の８．１３％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

以上

監 督 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始